猪名川町農業用施設改修事業補助金交付要綱

令和４年３月１７日

　要綱第１３号

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業経営上欠くことのできない農業用用排水路、農業用道路、農業用取水施設、ため池等の土地改良施設（以下「農業用施設」という。）の改修及び修繕（以下「改修等」という。）に係る経費の一部を補助することに関して、猪名川町補助金等交付要綱（昭和４９年要綱第４号）に定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内の農業用施設を管理又は利用している農業者又は農業者団体とする。

（補助対象事業）

第３条　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、農業用施設の改修等を行うものであって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　改修等に要する工事費の額が１０万円以上の事業であること。

⑵　受益戸数２戸以上の農業用施設であること。

⑶　草刈りや泥上げ等の維持管理が適正に行われている農業用施設であること。

⑷　当該農業用施設の改修等を行うに当たり、国及び地方公共団体等による補助を受けていないこと。

⑸　通常の維持管理として行うべき工事又は適正な管理を怠ったことによる工事でないこと。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、農業用施設の改修等に必要な工事費の２分の１以内の額とし、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、一補助対象者に対して交付する補助金の上限額は補助事業の数にかかわらず１００万円とする。

２　前項の補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、猪名川町農業用施設改修事業補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　⑴　工事見積書

　⑵　位置図、平面図

　⑶　現況写真

　⑷　誓約書（様式第２号）及び受益者の同意書（様式第３号）

　⑸　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第６条　町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で補助金の交付の可否を決定し、猪名川町農業用施設改修事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第４号）により補助対象者に通知するものとする。

２　町長は前項の補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

（申請内容の変更）

第７条　前条第１項により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、速やかに猪名川町農業用施設改修事業補助金交付変更申請書（様式第５号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

　⑴　変更内容を証明する書類

　⑵　その他町長が必要と認めた書類

２　町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査の上、承認の可否を決定し、猪名川町農業用施設改修事業補助金交付変更決定通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告等）

第８条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して３０日を経過した日又は当該会計年度の３月３１日のいずれか早い日までに、猪名川町農業用施設改修事業実績報告書（様式第７号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　⑴　支払領収書の写し

　⑵　工事写真（工事着手前、施工状況及び工事完了後）

　⑶　その他町長が必要と認めた書類

（補助金の額の確定）

第９条　町長は、前条に規定する事業実績報告書の提出があった場合において、当該報告に係る書類の審査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、猪名川町農業用施設改修事業補助金額確定通知書（様式第８号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１０条　町長は、前条の規定により補助金の額の確定を行った後、交付決定者から提出された補助金交付請求書（様式第９号）により補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第１１条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定者に対し交付すべき補助金を交付せず、又は期限を付して既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

⑴　この要綱の規定に違反したとき。

⑵　補助金交付決定の内容等に違反したとき。

⑶　補助金をその目的以外に使用したとき。

⑷　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

　（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。